

<h1>広報 つつじ野</h1> <p>＝マンションみらいネット登録全国第1号管理組合＝ 当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています</p>	<p>(昭和56年5月1日、創刊) つつじ野団地管理組合 Tel. 2953-7876 Fax. 2952-1499 平成30年5月25日 第811号</p>
<h2>「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！</h2>	
<p>主な掲載内容</p> <p>①第38回通常総会を開催しました ②30年度の役員を紹介します ③第1回環境整備の日作業実施要領</p> <p>添付物：地区委員ニュース第79号</p>	

第38回通常総会を開催しました



5月20日(日)午前10時から、広瀬小学校体育館で、第38回通常総会が開催されました。
理事会による議案提案、質疑・応答、採決が行われ、一般提案議案の第1号議案、第2号議案、第4号議案～第7号議案のほか、特別提案議案の第3号議案など、すべて原案どおり賛成多数で可決承認されました。
多数のご出席、ありがとうございました。

◇出席者及び委任状

出席者：115	委任状：668	議決権行使書：112	合計出席議決件数：895
【委任状内訳：理事長委任：240 議長委任：428】			

◇可決承認された議案

第1号議案	平成29年度事業報告	拍手により可決承認
第2号議案	平成29年度決算報告及び監査報告	拍手により可決承認
第3号議案	つつじ野団地管理規約の一部変更並びに関連細則の一部変更に関する件 ※賛成875 > (3/4 × 1004 = 753)	投票により可決承認
第4号議案	つつじ野団地各細則の一部変更に関する件	拍手により可決承認
第5号議案	平成30年度事業運営方針及び事業計画	拍手により可決承認
第6号議案	平成30年度予算編成方針及び予算	拍手により可決承認
第7号議案	平成30年度役員選出	拍手により可決承認

<参考> 第38回通常総会議決権行使書賛成票

第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
109	110	104	109	105	110	109

30年度の役員を紹介します

平成30年度の理事の担当が、第1回理事会で決定しました。
1年間この体制で活動していきますので、皆さまのご協力をお願いします。

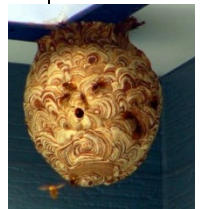
理事長	稲窪 健次	1-6-205	
副理事長	津崎 光興	3-14-505	
総務	石神 眞司	4-16-201	総括部長
	越戸 英男	1-17-506	
企画	渡辺 順子	1-5-104	総括部長
	小林 成子	3-14-201	
財務	三ツ木英之	3-14-501	
施設営繕	大野 功夫	1-17-106	総括部長
	本間 昌夫	4-17-108	
植栽・環境	荻原 清志	2-15-204	総括部長
	古川 弘明	4-16-205	
生活・防災	坂本 條樹	4-33-102	総括部長
	赤松 君子	4-34-103	
広報	真野 修一	1-7-201	総括部長
	坂元 義隆	2-4-105	
監事	細井 昌平	2-14-104	
	笹森 幸男	1-6-105	

第1回環境整備の日作業実施要領

1	実施日時	6月3日(日) 9:00~10:30 (雨天の場合6月10日(日)に順延)
2	作業範囲	班長から説明があります。 ※当日、都合の悪い班長は、事前に副班長と連絡を取り合って、支障のないようにお願いします。
3	作業内容	① 灌木の剪定 (主にツツジ、サツキを剪定します。) ② ツル草 (ヤブガラシ等)、笹及びヒコバエ (切株や木の根元から出る若芽)、雑草等の除去 (笹、雑草はなるべく根元から抜く) ③ 落ち葉、枯れ枝、ゴミの清掃及び空き缶、空きビン等の収集 ④ 中高層棟の階段、横壁及び周辺の通路等の清掃
4	用具貸出し受付場所と時間	◆ 貸出し受付場所：管理棟東 ◆ 貸出し受付時間：8時30分~9時 (一般貸出用具も同様)
5	班長への貸出用具	貸出セット袋 (刈り込みバサミ1丁・片手ノコ1本・ノコ鎌3本・鎌1本) と竹ぼうき2本、熊手1本、(ゴミ袋、ヒモも配付) ※共用階段のある班：デッキブラシ1本
6	一般貸出用具	水切りワイパー・高枝ハサミ・剪定ハサミ・スコップ・ちりととり・ジョレン・片手ノコ・ノコ鎌・鎌・太枝用剪定ハサミ等

7	用具返却 受付場所 と時間	◆ 返却受付場所：管理棟北側のフェンス前 ◆ 返却受付時間：10時30分～11時20分 (一般貸出用具も同様)
8	注意事項	<p>① 駐車場周辺も作業を行いますので、生け垣と車との間を50cmほど、間隔を空けておいてください。また、作業終了後は速やかに車を元の位置に戻すようにしてください。</p> <p>② 作業時、子供に剪定用具等を使わせる場合は、親や周囲の人が十分注意してください。 「子供が刃物を振り回して危険」などの指摘を受けたことがあります。ケガなど事故が起きてからでは遅いのでよろしくお願い致します。</p> <p>③ 専用庭の草取り等は、共同作業時間外に行うようにしてください。</p> <p>④ 中高層棟の階段清掃では、火災警報器の周辺に水がかからないようにしてください。NTTインターネット集合BOXと照明器具の水洗いも厳禁です。</p> <p>⑤ 灌木の剪定は、できる範囲でお願いします。</p> <p>⑥ 剪定した枝は1m以下に切り、ヒモで縛って出してください。</p> <p>⑦ 土砂はゴミとして出さないで、植込みの中へ入れてください。</p> <p>⑧ 筐等の抜き取りは手袋を着用し、ケガのないように注意してください。</p> <p>⑨ ゴミ袋、ヒモは、役員が見回るときにも用意していますので、不足の場合はご利用ください。</p> <p>⑩ ゴミ袋は、できるだけ満杯状態にして出してください。</p> <p>⑪ 空き缶、空きビン等の収集したものは、管理棟北側のフェンス内に運んでください。</p> <p>⑫ 周辺道路沿いの草取り作業もお願いします(用水路フェンス内は除く)。</p> <p>⑬ 蜂の巣(スズメ蜂・足長蜂)を発見したら、危険ですのですぐ本部に通報してください。</p> <p>⑭ 中高木の剪定の要望については、管理組合事務所に専用用紙(申込書)がありますので、記入提出してください。</p>
9	その他	<p>① 当日の朝8時ごろ、実施の有無をハンドマイクでお知らせします。また、マンションみらいネットの管理組合からのお知らせ(電子掲示板)でも案内します。</p> <p>② 受け持ち範囲が終了した後、作業が遅れている所等への応援の要請があった場合には、お手伝いをお願いします。</p> <p>③ 当日参加できない方は、前日までにできる範囲で結構ですので、お近くの草取りをお願いします。その旨を班長さんにご連絡頂ければ参加の扱いとなります。</p>
10	飲物配付 について	<p>配付場所：第三集会所 10:30から班長さんへ配付</p> <p>① 参加人員リストを本部に提出し、半券を受け取ってください。</p> <p>② 半券と引換えに飲み物を受け取ってください(発泡酒1世帯1本)。 ☆参加者への発泡酒・ジュースの配付は、班長さんより行います。</p>

スズメバチに
十分注意して
ください。



理事会の議題

- 第26回理事会(5/19): 4月分会計報告/改修工事承認申請書/専門委員会委嘱状/総会最終準備
- 第1回理事会(5/20): 理事の担当決定/外部専門家業務委託契約/使用貸借契約書関係他

理事会の予定議題

- 第2回理事会(6/2): 理事会運営方針/30年度事業計画スケジュール/専門部業務分担/第1回地区委員研修会内容/第1回環境整備の日作業の最終確認 他

月	日付	会議・行事	月	日付	ゴミの収集(火、金はもやすゴミ)
5月	26日(土)	第1回 班長会	5月	28日(月)	古紙古布
	27日(日)	第1回 法務・企画委員会 第1回 長期修繕委員会		31日(木)	プラスチック
6月	2日(土)	第1回 地区委員会 第2回 理事会	6月	4日(月)	缶・ビン・乾電池
	3日(日)	第1回 環境整備の日		7日(木)	プラスチック
	10日(日)	第11回 自主防災会幹事会 第2回 長期修繕委員会			

“ささえ愛つつじ野”からののお知らせ		お問合せ・お申し込み 090-4360-1233	
☆健康体操	: 6月5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火) 13時30分から	参加費	500円/1回
☆うたごえサロン	: 6月28日(木) 14時から	参加費	300円(コーヒーカップご持参ください)
☆絵手紙教室	: 6月13日(水)、27日(水) 10時から	参加費	100円/回
☆脳トレ麻雀	: 6月 毎週(水、土曜日) 13時から(初心者向け毎週月曜日13時から)	無料	
☆手芸カフェ	: 6月 毎週(金曜日) 13時30分から	無料	
☆編み物カフェ	: 6月 毎週(水曜日) 9時30分から	参加費	100円/1回

【編集後記】
今年度新たに二十五日号を担当することに
なりました。初めての
班長と思いきや、くじ
運等もあり気がつく
新任の広報担当理事と
なっていました。不慣
れなことでもあり情報
の提供等も含め皆様の
お力添えをお願い致し
ます。
さて、管理組合の一
年間の総決算となる第
三十八回通常総会も皆
様のご協力のもと無事
に終了致しました。こ
れにより管理組合も新
たな体制で新年度の事
業に取り組むことにな
ります。広報はこの管
理組合の活動を組合員
の皆様にお伝えする役
目です。なるべくわか
り易くを念頭に務めて
まいりますので一年間
ご支援等よろしくお願い
致します。
(広報 坂元)

当団地では、専有部分を民泊、シェアハウス、ウィークリーマンション等の用途に供することは規約で禁止されています。

規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。